

2021年10月15日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する  
「貴社の当社らに対する2021年10月11日付け「アジアインベストメントファンド株式会  
社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答」  
の郵送及びFAX送信に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対し、別紙の「貴社の当社らに対する2021年10月11日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答」の郵送及びFAX送信を行いましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年10月15日

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

貴社の当社らに対する2021年10月11日付け「アジアインベストメントファンド株式会社  
及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答

当社ら（以下では、アジア開発キャピタル株式会社を「当社」といい、アジアインベストメントファンド株式会社と併せて「当社ら」といいます。）は、貴社の当社らに対する2021年10月11日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」（以下「TKS追加質問状（10/11）」といいます。）について、以下のとおり連絡します。

まず、貴社は、TKS追加質問状（10/11）において、「なお、当社の株主様からの情報によれば、貴社は、10月7日以降に臨時株主総会に係る委任状勧誘書類を当社株主に配布し、委任状勧誘を行っているものと認識しております。貴社が虚偽の情報に基づいて委任状勧誘を行った場合、委任状勧誘規制違反に相当しますので、念の為、警告申し上げます。」と当社を一方向的に非難しています。

しかしながら、当社らは、貴社の企業価値・株式価値を向上させるために、2021年10月22日開催予定の臨時株主総会において、当社らを標的とした有事導入型・特定標的型の買収防衛策の発動に関する承認議案に反対し、否決の委任状勧誘を実施しております。当社らの委任状勧誘に当たっては、虚偽の情報等を一切用いておらず、事実のみを記載して当社らの見解を示しております。ところが、貴社委任状勧誘資料の臨時株主総会補足資料等には、同年8月27日の双方代表面談時の当社代表取締役アンセムウォンの発言を意図的、部分的、変則的に切り取り（別途、面談音声を公開させていただく準備をしております）、負のイメージを強調し、貴社経営改革を当社があたかも妨害しているような記述があることなど、貴社こそが、委任状勧誘規制に違反する疑いがあり、この事実、当社らは強く遺憾の意を示すとともに、速やかにこれら事実と異なる記載等の訂正、削除をすることを求めます。

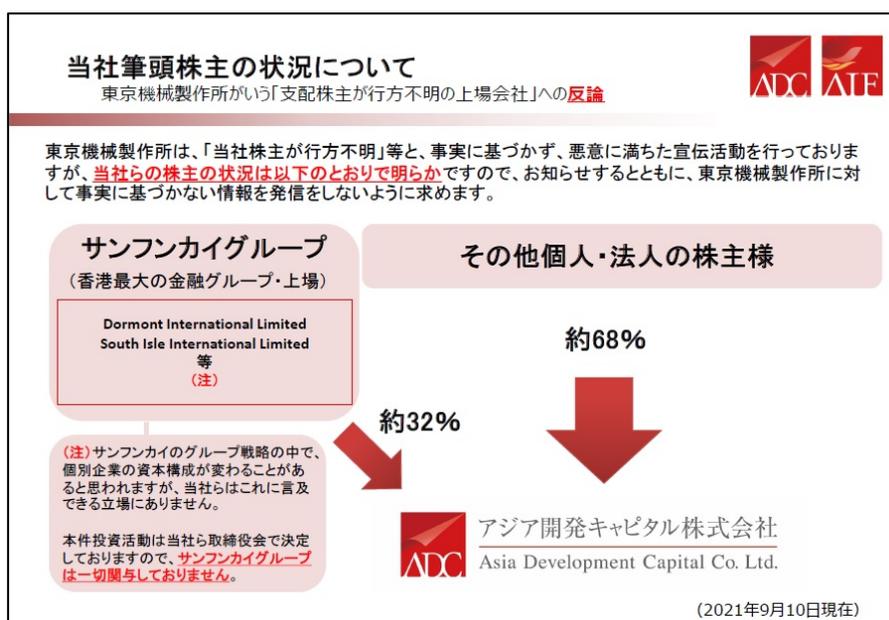
その上で、当社らは、貴社からのTKS追加質問状（10/11）に対し、以下のとおり回答いたします。

## 記

38. 貴社の10月5日付け回答書によれば、アジア開発キャピタルにおいては、2020年11月5日を最後に、「主要株主の異動は発生していない」とのことです。そうであるとすれば、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモン（11月5日時点で30.00%の議決権を保有する株主）、および同じく100%子会社であるサウス・アイル（同13.89%の議決権を保有する株主）が、現在でもアジア開発キャピタルの主要株主であるという理解で間違いはないかご回答ください。

万一、この認識と異なる見解をお持ちであれば、当社株主にとってアジア開発キャピタルの大株主が素性不明の状態にあることは極めて重大な関心事ですので、「2020年11月5日を最後に主要株主の異動は発生していない」という回答の意味するところを、詳細にご説明ください。なお、主要株主とは、総株主等の議決権の10%以上を実質的に保有している株主を意味することはご高承のとおりです。

Dormont International Limited（2021年9月10日の時点で21.89%の議決権を保有する株主。以下「ドルモン社」といいます。）、及び South Isle International Limited（同10.14%の議決権を保有する株主。「以下「サウスアイル社」といいます。）」が、現在でも当社の主要株主です。2020年11月5日を最後に主要株主の異動は発生しておりません。2021年10月12日付け当社ホームページ開示「当社大株主の状況について」（以下「当社HP開示（10/12）」）といえます。下記に再掲します。）も併せて御参照ください。



39. 貴社の10月5日付け回答書及び大量保有報告書等の公表資料によれば、貴社においては、議決権の30.00%を保有するドルモン、同13.89%を保有するサウス・アイルに、「主要株主としての異動が生じていない」一方で、両社の保有持分は、その後の変更報告書において、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとの共同保有者から突如として外れ、単独での大量保有報告書が提出されることもなく、忽然と姿を消しています。すなわち、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモンとサウス・アイルは、「10%以上の議決権を保有する主要株主である（主要株主としての異動が生じていない）」にも拘らず、大量保有報告書・変更報告書には現れず、株主としての行方が分からない」という、論理的には説明が付かない異様な状況にあります。この背景を、詳細にご説明ください。なお、本質問は、貴社の株主における届出の問題ではありますが、そもそも2020年11月2日の貴社適時開示「新株式の譲渡並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にもある通り、貴社取締役会は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルからドルモン及びサウス・アイルの2社に対する新株式の各譲渡を承認した立場にあり、また、同リリースの中で、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとドルモン、サウス・アイルが「実質的に一体である」とも記載があることから、貴社は本質問に回答する上での必要な情報を保持していると理解しております。

まず、下記の図を御覧ください。



当社が2020年10月6日にサンフンカイ・ストラテジック・キャピタルに対して発行し

た新株式につきましては、引受契約において、割当日から1年間、一定の事由がない限り、株式市場での売却を制限するロックアップ条項を設けています。2020年11月2日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルは資産管理上の理由のため、①100%子会社であるドルモン社に対して、当社の新株式341,730,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡すること、及び、②同じく100%子会社であるサウスアイル社に対して、当社の新株式158,270,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡することについて、当社の承認を受けました。

2020年12月11日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルがドルモン社の株式を不特定多数の投資家からなる資産管理会社(Vehicles)Team Collection Limitedに譲渡し、当社の株式を管理しています。また、2021年2月17日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルがサウスアイル社の株式を不特定多数の投資家からなる資産管理会社 Bright Ascent Limited(BVI)に譲渡し、当社の株式を管理しています。

Team Collection Limited(BVI)及び Bright Ascent Limited (BVI) の株式が分割され、不特定多数の一般投資家が両社の株式を保有しています。

そのため、上記のそれぞれの期日に、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの共同保有者からドルモン社及びサウスアイル社が除外されました。なお、全ての譲渡にあたり、反社会的勢力との関連性がないことを確認することを条件としております。また、資産管理会社を通じて当社の株式を5%以上保有する株主がいいため、報告義務が発生しておりません。

ドルモン社及びサウスアイル社の株式は、サンフンカイ関連会社に質権設定がされています。

40. 貴社の臨時報告書によれば、貴社における2018年、2019年、2020年に開催された株主総会における議決権行使比率は約35%から約43%程度で推移しています。その一方で、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%傘下にあるドルモン（議決権比率30.00%）やサウス・アイル（議決権比率13.89%）が、それぞれアジア開発キャピタルの主要株主として異動が生じていないということになると、サンフンカイグループがアジア開発キャピタルの経営を実質的に支配していることは必然的に明らかと思われまます。この点、貴社はアジア開発キャピタルの株主構造に関してこれまで一貫して回答をはぐらかし続けています。それどころか、①10月1日付け貴社回答書（質問項目8番）においては、「特定の株主にその経営に対し影響されることはありません」と回答し、②同回答書の質問項目10番に対する回答においては、「当社らの最高意思決定機関は当社らの取締役会であり…」と述べ、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であるという会社法の根幹を等閑視してまで貴社の株主構造に関心が及ぶのを避けようとし、③さらには10月5日付け貴社回答書において、「アジア開発キャピタルの『大株主』が「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の名義でアジア開発キャピタルの株式を保有している」などと株主名を匿名にして回答するな

ど、ひたすら具体的な説明を回避し続けていることを踏まえれば、もはや「東京機械製作所の株主の皆様へ株主総会に向けて有益な情報提供」を謳う貴社の言動は、言行不一致であって、当社の株主に対する開示姿勢として極めて不誠実であるといわざるを得ません。以上を踏まえ、アジア開発キャピタルの経営に実質的な影響力を持つ株主が誰であるかについて、改めて詳細にご説明ください。

当社は、2021年10月1日付け当社回答書（質問項目8番）において、「特定の株主にその経営に対し影響されることはありません」と回答しました。

当社は貴社の議決権40.2%を取得しておりますが、現在まで、当社が貴社経営陣の経営に対して具体的な影響力を行使していないことと同じように、当社においても「特定の株主にその経営に対し影響されることはありません」。当社の取締役会は当社の特定の株主に対して「経営方針」を求めたことは一度もありません。当社は、同年3月16日に自主的に「企業価値を高めるリバイバルプラン」（以下「リバイバルプラン」といいます。）という中期経営3ヵ年計画を発表し、株主の皆様にお約束したとおり前期第4四半期から営業黒字化を達成してきました。

当社らの業務執行の意思決定機関は当社らの取締役会であり、また、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であるという会社法の根幹を認識しており、貴社のように一部又は特定の株主を株主総会の議決権行使から除外・排除するようなことをしたこともありません。

加えて、当社は、当社HP開示（10/12）において、当社の筆頭株主の状況に関して開示・公表しており、「具体的な説明を回避し続けている」という指摘は事実ではありません。

41. 貴社の代表取締役社長のアンセム・ウォン氏は、2021年8月10日付けの「当社株主及びステークホルダーの皆様へ」と題する文書において、会計不正と虚偽開示を受けてアジア開発キャピタルが特設注意市場銘柄に指定されたことに関して、「心から苦しく、上記会計不祥事を阻止できなかったことを悔しく感じております」と述べ、また、「本指定（特設注意市場銘柄の指定）の解除を受けられるよう、私自身が陣頭に立ってリーダーシップを発揮してまいります。1年で本指定の解除を受けられず、指定延長となった場合には、私は責任を取り当社代表取締役社長を辞任」するなど一見誠実な態度を見せています。他方で、貴社も重々ご認識のとおり、特設市場銘柄としての指定の解除には、「内部管理体制確認書」の提出と東京証券取引所による審査が必要とされており、その過程で、大株主による直近3年間の持株比率の推移や重要な変動状況についても報告事項と位置付けられています。すなわち、質問38～41に関連する貴社の大株主の状況について貴社が回答をはぐらかすことは、当社株主に対して不誠実であるのみならず、貴社が特設注意市場銘柄の指定解除を受ける際にもアジア開発キャピタルの株主構造の不透明性が問題視される可能性があるといわざるを得ず、そうであるとすれば、前述のアンセム・ウォン氏による貴社の株主やステークホルダーに対してのメッセージも、信頼性が大きく

損なわれることとなります。このような状況下で、貴社は、大株主の実態についての説明責任を全く果たされないままに東京証券取引所に対して内部管理体制の改善に向けてどのような報告をするつもりかをお聞かせください。或いは、もし、現時点においては、特設市場注意銘柄の指定解除を目指すことが困難だとお考えなのであれば、アンセム氏の去就も含めて、その旨をご説明ください。

当社代表取締役社長のアンセムウォンは、2020年12月24日に就任してから、強権に屈せず、自ら社内調査委員会を立ち上げ、前経営陣在任中に起きた一連の不正を開示し（2021年2月15日、同年3月10日）、金融庁などの調査に対して積極的に協力してまいりました。

当社は、特設注意市場銘柄の指定の解除に向けて、第三者委員会の調査に全面的に協力し、その調査結果を踏まえて、徹底した内部管理体制の改善に努めてまいります。

同時に、当社は、前述のとおり、同年3月16日に公表したリバイバルプランに基づく経営改革・業績改善を着実に推し進めており、株主の皆様にお約束したとおり前期第4四半期から営業黒字化を達成しており、今後も、当社の企業価値を向上し、株主・投資家の皆様の信頼に応えてまいる所存であります。

一方で、貴社が質問文の中で当社及びアンセムウォンについて用いる表現において、①「アンセム・ウォン氏は…一見誠実な態度を見せています。」②「不誠実であるのみならず」、③「大株主の実態についての説明責任を全く果たされない」などと、根拠もなく誹謗・中傷をするものと言わざるを得ない記載が多数存在します。この質問状が東証一部上場企業である貴社の公式サイトにおいて不特定多数に閲覧可能な状態で公開されていることで、当社及びアンセムウォンの社会的評価を低下させており、その被害は甚大です。即刻これを削除するよう強く求めます。

42. 貴社は、10月1日付け回答書（質問項目10番に対する回答）において、「当社（アジア開発キャピタル）らの最高意思決定機関は当社らの取締役会」と述べています。会社法上、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であることは自明であるところ、この回答は、上場会社である貴社の取締役会が貴社の株主に対する善管注意義務を適切に果たしていない可能性を示唆するもので、貴社の株主にとっても重大な関心事であるだけでなく、貴社によって市場内で大規模株式買集めの対象とされている当社の株主にとっても、重大な懸念を抱かざるを得ません。以上を踏まえ、貴社が「当社の最高意思決定機関は取締役会である」と、わが国会社法の基本構造を等閑視する回答をした理由をお聞かせください。

当社の業務執行機関について言及したものであり、わが国会社法の基本構造を等閑視したものではありません。当社は、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であると認識し、

会社法 109 条の株主平等原則に基づいて、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないと認識しております。

43. 本質問状については、貴社のコーポレート・ガバナンスの実効性及び内部管理体制の有効性に関わる重大な質問を含んでおりますので、貴社の独立社外取締役・独立社外監査役の方々にも個別にご回答をお願い申し上げます。かかる見地から、貴社の独立社外取締役の方々及び独立社外監査役の方々のそれぞれに対して、親展にて本質問状を送付しましたので、その旨お知らせ申し上げます。それぞれの独立社外取締役及び独立社外監査役の方々におかれましては、ご自身の貴社株主に対する善管注意義務を全うされる見地から、適切にご回答いただくようお願い申し上げます。なお、それら独立社外取締役及び独立社外監査役の方々からの回答が、貴社経営陣（代表取締役社長アンセム ウォン氏）の回答内容と大きく実態が異なる場合には、貴社から「支配権」の取得を目指して株式の大量買集めの対象とされている当社の一般株主にとっても重大な関心事項であることから、適時適切な形で開示を行う予定ですので、予めお含みおきください。

当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の認識は、当社の回答と一致しております。

#### ■ 当社らの株式取得方法について

貴社の代表取締役都並清史氏は、当社らの株式取得に関し時事通信を通じて「非常に（買い増しの手法が）不透明」と発信したり、貴社開示で「不自然な大量買付け」と記載するなど、あたかも当社らが不正な行為で株式を取得したかのような発信を続けていますが、**事実は全く異なります**ので、**敢えて当社らの株式取得方法をお知らせしておきます。**

まず、各業種の中から調査対象先を複数選定し、企業価値推移と株式価値推移を確認した上で、投資対象先複数社を選定します。次に、有価証券報告書、その他適時開示、お知らせなどから、対象会社の強みと弱み、歴史、財務状況、取締役会の構成、監査役や監査等委員の構成、従業員の状況、関連会社、所有資産などを細かく分析し、売買方針を決定します。

その後に売買を実行しますが、貴社株式の取得に関しては**アルゴリズム注文**を利用しました。アルゴリズム注文とは、事前に登録した条件に合致した場合、自動的に注文が発注され、取引が成立する機能です。

具体的には、①まとまった株数を小分けにして自動的に発注するアイスバーグ注文、②事前に指定した指値の気配が表示されると自動的に発注するスナイパー注文（未約定分は一旦取り消し、再度気配が表示されると再度自動的に発注する。）、③株価が当社らにとって有利な方向に動いた場合は、指定した逆指値価格を修正するトレイリング注文を活用して、市場内で貴社株式を取得しました。

ファンダメンタルズ分析などを実施し、チャート上で、ボリンジャーバンド、RSI、MACDなどのテクニカル分析と組み合わせて売買を実行しています。よって、昼夜のリサーチは欠かせません。

この取得方法では、大きな注文は板に晒されず、有利な価格で取引できる可能性があります。ですが、事前に設定した条件で自動的に売買されることによるデメリットもあります。

貴社のいう「不自然な大量買付け」等は、貴社のアルゴリズム注文に対する理解不足もしくは無知に起因した的外れの想像に過ぎませんので、しっかりお調べいただいてからご主張いただきたいと存じます。

以 上